

一般社団法人日本神経学会機関誌「臨床神経学」掲載著作物の利用に関する規程

2016年4月9日制定

2022年5月18日改正

2024年11月16日最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本神経学会（以下「本学会」という。）が出版する機関誌「臨床神経学」（以下「臨床神経学」という。）に掲載された著作物（投稿規程に基づいて投稿された著作物に限る。以下「著作物」という。）について、引用、転載の基準と手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 引用 著作権法第32条第1項に規定する方法で利用することをいう。
- (2) 転載 引用の範囲を超えて、既存の出版物などから文章や図表等を別の出版物に掲載することをいう。
- (3) 責任著者 (Corresponding author) 著作物の責任著者として指定された著者をいう。

(利用の区分)

第3条 著作物は、次に掲げる区分により利用することができる。

- (1) 引用
- (2) 非営利目的での転載
- (3) 営利目的での転載

(引用)

第4条 次に掲げる基準をいずれも満たした場合、本学会に許諾を求めることなく著作物を引用することができる。

- (1) 報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内であること
- (2) 引用部分とそれ以外の部分に主従関係（引用部分が従でありそれ以外の部分が主という関係）があること
- (3) 引用部分が明瞭に区分されていること
- (4) 引用部分が改変されていないこと
- (5) 第10条の規定に従い出所（出典）を明示すること。
- (6) 原著者の名誉や声望を不当に害しない態様であること
- (7) 前各号に掲げるものの他公正な慣行に合致すること

(非営利目的での転載)

第5条 第3条第2号に規定する非営利目的での転載は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 大学、研究機関、教育機関及び医療機関に所属する研究者、教育者及び学生が、学術研究又は教育のために転載する場合（学術書及び教科書への転載を含む。謝礼が発生するセミナー及び企業等がスポンサーとなるセミナー（スポンサードセミナー）に関して転載する場合でも主たる目的が学術的な知識の普及や教育であれば該当する。）
- (2) 個人が私的な学習や研究のために転載する場合
- (3) 非営利団体が公益目的で転載する場合
- (4) その他前三号に規定する転載に類する場合

2 非営利目的での転載をする者は、次の各号に掲げる著作物の区分に応じ、それぞれ各号に規定する方法で転載することができる。

- (1) 臨床神経学 62 巻 6 号以後（オープンアクセスジャーナルとなった後）に掲載された著作物
クリエイティブ・コモンズ 表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際ライセンス
(<https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja>)の条件に従って、本学会に許諾を得ることなく、転載することができる。
- (2) 臨床神経学 62 巻 5 号以前に掲載された著作物
本学会の転載の許諾を得なければならない。ただし、当該著作物の著者は、本学会に許諾を求めることなく、第10条の規定に従い出所（出典）を明示したうえで転載をすることができる。

（営利目的での転載）

第6条 第3条第3号に規定する営利目的での転載は、次に掲げるいずれかの場合とする。

- (1) 製薬企業、医療機器メーカー、出版社などの営利企業が商業目的で転載する場合（ただし、学術書及び教科書への転載の場合は非営利目的での転載とする。）。
- (2) 個人が主催する参加費を徴収するセミナー、営利企業向けのコンサルティング等個人の利益を直接の目的として転載する場合
- (3) その他前二号に規定する転載に類する場合

2 営利目的での転載をする者は、本学会の転載の許諾を得なければならない。

（責任著者の権利と責務）

第7条 著作物の責任著者は、次の各号に掲げる事項を行う権限を有する。

- (1) 第5条第2項第2号ただし書の規定に従った非営利目的での転載について共著者間での意見の調整及びとりまとめ
- (2) 次条第2項第2号に規定する転載の許諾
- (3) 第9条第4項に規定する翻訳して転載することの審査に当たり意見を述べること
- (4) 自己の著作物の利用について本学会に異議を申し立てること

2 責任著者が前項に掲げる事項を行うに当たり、共著者の著作者人格権その他の権利利益を侵害しないよう配慮する責務を負い、共著者との紛争は責任著者が自己の責任をもって対応するものとする。

（転載の申請）

第8条 第5条第2項第2号及び第6条の規定により転載を行う場合、転載をしようとする者は、事前に、本学会に対し、転載の申請を行い（以下転載の申請をする者を「申請者」という。）、本学会の許諾を得なければならない。

2 前項の転載の申請は次に掲げる要領で行うものとする。

(1) 申請者は、非営利目的又は営利目的の別に従い、本学会が定める本学会代表理事宛ての転載許諾申請書（以下「申請書」という。）に掲げる事項を記入し、日本神経学会編集委員会事務局に送付又は持参して提出する。

(2) 申請者は、翻訳して転載する場合も含め、責任著者の許可を得た上で、転載申請しなければならない。

(3) 申請書には、次に掲げる書類の写し1部及び返信用封筒を同封する。

ア 責任著者の許諾があったことを証する書類

イ 著作物に係る転載元の該当箇所

ウ 転載先の掲載原稿（校正紙可）

（許諾）

第9条 前条に規定する転載の申請があった場合、本学会は、本学会の編集委員会（以下「編集委員会」という。）審査を経て転載の許諾の可否を決定する。

2 本学会は、前項の許諾の可否の決定に当たり、条件を定めることができる。

3 本学会は、著作物のうち図表及び本文に限り転載を許諾するものとする。ただし、本文の転載は著作物本文の全体の5分の1以内とし、学術的な議論や批評のために必要な場合に限る。

4 翻訳して転載する旨の申請があった場合、編集委員会は、責任著者の意見を尊重し、その可否について審査する。

5 本学会は第1項の転載の許諾の可否を決定した場合、申請者に文書で通知する。

（出所の明示）

第10条 臨床神経学に掲載された著作物を利用する場合は、次に掲げる方法で出所を明示しなければならない。

(1) 文章の場合は、転載部分の前後を1行空けるなどの方法で本文と区別をつけ、その末尾に出所を付記する。

(2) 図又は表の場合は、表題に隣接して、出所を括弧などでくくり付記する。

(3) 明記すべき事項（書誌的事項）は、著者名、題名、臨床神経学、巻、号、頁及び発行年とする。

(4) 電子版を利用した場合は、DOI（デジタルオブジェクト識別子）も併せて記載する。

（電子的利用）

第11条 著作物の電子的利用の場合（ウェブサイトへの掲載、電子書籍への利用等の場合をいう。以下同じ。）も、この規程の定めに従う。

2 前項に規定する場合、アクセス制限や複製防止措置など、著作物の著作権保護のための適切な措置を講じなければならない。

(著作者人格権の尊重)

第12条 著作物を利用する際は、著作者の名誉や声望を害する方法で利用してはならない。

(宣伝媒体誌への転載の審査基準)

第13条 宣伝媒体誌（製薬企業等が発行する医療従事者向けの情報誌、パンフレット、ウェブサイト等をいう。以下同じ。）への転載については、次に掲げる要領に従い、厳格に審査する。

- (1) 宣伝媒体誌への転載申請があった場合、編集委員会は転載の目的、内容、対象読者、配布方法等を詳細に検討する。
- (2) 転載内容が製品の宣伝や販売促進に直接結びつく判断される場合、原則として許諾しない。
- (3) 転載が認められる場合でも、転載物に「本転載は学会の見解を示すものではない」旨の免責文を明記することを条件とする。
- (4) 転載許可の期間は原則として1年以内とし、期間延長の際は再度第8条の規定に基づく申請を要する。

(料金)

第15条 非営利目的での転載の場合は、利用料は無償とする。

第16条 営利目的での転載の場合は、利用料は有償とし、料金は次に掲げる通りとする。

- (1) 図表1点当たり 転載する図表の利用物が5,000部未満の場合は30,000円、5,000部以上の場合は50,000円
- (2) 本文（全体の5分の1以内）10,000円
- (3) 電子的利用の場合、図表1点当たり50,000円、本文（全体の5分の1以内）15,000円
- (4) 第1号から前号までに掲げる場合以外の利用については、その都度定める。
- (5) 商業出版物に掲載される場合は営利目的での転載とみなす（学術書及び教科書については除く。）

(その他)

第18条 この規程を改正する場合は、編集委員会の審議を経て理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2016年4月9日から施行する。

附則

この規程は、2021年11月20日から施行する。

附則

この規程は、臨床神経学62巻6号に掲載される著作物から適用する。

附則

この規程は、2024年11月16日から施行する。